

2024年3月29日

各位

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号
株式会社 足利銀行

休眠預金等活用法に関する公告

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告いたします。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関するお問い合わせは、お取引店までお願いいたします。

1. 対象となる預金等

2013年10月1日から2014年9月30日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2025年3月29日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上